

にしながほりこども園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 敬愛会
所 在 地	大阪市鶴見区諸口1丁目3-7
電 話 番 号	06-6915-8558
代表者氏名	理事長 徳村 英和

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所型認定こども園
施 設 の 名 称	にしながほりこども園
施 設 の 所 在 地	大阪市西区新町4丁目11-14
連 絡 先	電話番号 06-6534-8880 FAX 06-6534-8870
管 理 者	園長 山口 直美
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 3人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 66人 <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする児童 46人
開 設 年 月 日	令和7年4月1日

3 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。

- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。
- (3) 園児に教育・保育の一体的な提供を通して、その心身の健やかな育成に最もふさわしい場を提供し、園児一人一人の最善の利益を考慮します。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		310.31 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 4階建 4階建
	延べ床面積	747.05 m ²
園 庭		屋上園庭 152.72 m ² 公園 2,313 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	ばら組（0歳児クラス）、たんぽぽ組（満1歳児クラス）
ほふく室	1 室	ばら組（0歳児クラス）
保育室	4 室	さくら組（満2歳児クラス）、ひまわり組（満3歳児クラス）、すみれ組（満4歳児クラス）、ふじ組（満5歳児クラス）について各1室
遊戯室（ホール）	1 室	3 階
調理室	1 室	1 階
事務室	1 室	1 階
園長室兼相談室	1 室	3 階

5 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 乳児は、家庭的な雰囲気の中で、食事・睡眠・排泄など、生活に関わる部分を特定の保育士が継続的に関わる、ゆるやかな育児担当制をおこなっています。

幼児は、サークルタイムや、異年齢児保育、テーマ型保育をおこない、生活や遊びの中で多様な経験を重ねながら、柔軟な発想力や創造性、豊かな感性などを育みます。

また、小学校の接続を見据え、百玉そろばんや、漢字絵本など独自カリキュラムも取り入れ、スムーズに就学に繋いでいけるようにしています。

(3) 課外クラス

外部講師による次の課外活動を実施します（ただし、一部別途利用者負担有）。

- ・スイミング（４、５歳児クラス）利用者負担有
- ・音楽指導（３～５歳児クラス）
- ・体操指導（３～５歳児クラス）
- ・英語（５歳児クラス）

但し、英語については３～５歳児クラスで別途利用希望の場合、利用者負担有

6 職員の職種、員数及び職務の内容 2025 年 4 月 1 日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0	
主幹保育教諭	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	2	2	0	
保育教諭	教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡を行います。	21	19	2	
看護師	園児の健康状態を観察し健康管理、健康指導を行います。	1	1	0	
管理栄養士・栄養士	子どもの栄養管理や食育推進に関する業務を行います。	2	2	0	
調理員	食事の提供に関する業務を行います。	1	0	1	
保育補助	保育教諭を補助して担当業務に従事する。	4	0	4	

当園では、大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（以下「条例」という。）の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（９：００～１８：００）
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：００）
保育教諭	正規の勤務時間帯（７：３０～１８：３０）※シフト勤務

看護師	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：００）
栄養士	正規の勤務時間帯（８：１５～１７：００）
調理員	正規の勤務時間帯（８：１５～１７：００）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日（休園日）が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	土曜日、日曜日、祝祭日、及び年末年始、夏季休園（お盆期間のうち園が指定する日）、春季休園、創立記念日（保育に支障のない日を代替日とするため園の指定する日）、その他（災害や感染症等、臨機の措置を講じる必要のある日）
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日及び年末年始、その他（災害や感染症等、臨機の措置を講じる必要のある日）
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする児童	

（※注）土曜日でも、保育の提供につきましては、指定する証明書をご提出いただき園長面談で決定します。

8 教育・保育を提供する時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間 （概ね4時間程度）	9時～16時（※注1）
2号認定子ども 3号認定子ども	保育標準時間 （最大11時間）	7時30分～18時30分（※注2）
	保育短時間 （最大8時間）	9時～17時（※注3）

（※注1） 9時より前若しくは16時を超えて保育を必要とされる場合は、一時預かり事業を利用することもできますのでご相談ください（別途利用者負担が必要となります）。

(※注2) 7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、保育時間は就労証明書を提出いただき、勤務時間及び通勤時間を考慮し園長面談により決定します。

(※注3) 9時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。
 なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から9時まで又は16時から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。この取り扱いは、あくまでも単発利用となりますので、常態的に時間外となる場合は、区役所に標準時間認定の申請をお願いします。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理により行います。

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。ただし、園外保育時は除きます。

児童の年齢や発達状況に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時00分頃から 順次	11時頃から 順次	14時30分頃 から順次	個々の生活リズムに合わせ提供します。
1歳児	9時00分頃から 順次	11時頃から 順次	14時30分頃 から順次	
2歳児	9時00分頃から 順次	11時頃から 順次	14時30分頃 から順次	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応しており、特に卵は完全除去を実施しています。
 食物アレルギー対応マニュアルに基づき食事を提供します。

※ 食物アレルギー等については、医師の指示書をもとに保育教諭、管理栄養士と保護者の面談を実施し、除去を行います。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、月の途中で入退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援教育・障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

(1) 1号認定子ども

本園に入園申し込みがあった場合は、選考を実施し、当園の教育理念に基づき入所決定します。支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意した後に教育・保育の提供を開始します。

(2) 2・3号認定子ども

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 学校医（嘱託医）

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	医療法人 うえだ小児科
医院長名又は医師名	植田 香子
所在地	大阪市西区立売堀 1-5-13
電話番号	06-6586-6838

(2) 歯科

医療機関の名称	新町プラザ歯科
医院長名又は医師名	山本 潤一郎
所在地	大阪市西区新町 2-1-5
電話番号	06-6578-0118

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、嘱託医又は協力医療機関、場合により保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書、BPC 計画により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有
	・非常用電源	有	・スプリンクラー	有
	・緊急通報装置	有		
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。			

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に 2 回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用、不適切保育チェックシートの実施

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 園長、主幹保育教諭	
	・ご利用時間 9：00～ 18：30	
	・電話番号 06－6534－8880 F A X 06－6534－8870 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	小市 徳子	電話番号 06－6360－4343
		社会福祉法人小市福祉会 なにわのもり保育園 園長

- ※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。
- ※ 毎年、無記名による保護者アンケートを実施しています。
- ※ アンケートの結果や苦情解決の実績等は ICT アプリ等で掲載しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	私立保育園連盟事故対策共済／災害共済給付契約
保険の内容	保育中の児童のケガ・事故の補償
保険金額	200円／375円

※詳しくは、別途配布する「災害共済給付のご案内」をご確認ください。

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 子ども	3歳児	0人	0人	0人
	4歳児	0人	0人	0人
	5歳児	0人	0人	0人
2・3号認定 子ども	0歳児	9人	12人	9人
	1歳児	20人	22人	20人
	2歳児	22人	22人	21人
	3歳児	22人	23人	23人
	4歳児	22人	23人	22人
	5歳児	20人	22人	24人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和6年度受審	公表済み
自己評価の実施状況	令和7年度より実施予定	公表予定

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

ありません

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別 表

1 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費分）

項目	内容，負担を求める理由及び目的	対象園児	金額
主食費	主食費（行事食代含む）	3～5歳児	月額 2000 円
副食費	副食費（行事食代含む）	3～5歳児	月額 4800 円
行事費	行事における用品・教材費	0～2歳児	月額 1000 円
	行事における用品・教材費	3～5歳児	月額 2500 円
卒園積立費	卒園アルバム作成費・お泊り保育費	5歳児	月額 1000 円
水泳指導費	水泳指導費（月 2 回）	4・5歳児	月額 1860 円
遠足代	遠足代（実費）	3～5歳児	1 回約 2000 円
絵本代	絵本代	0～5歳児	月額 500 円
制服代	制服、スモック、体操服、帽子	全園児	年額約 600 円～ 18000 円
物品代	かばん、出席ノート、お道具箱、はさみ、のり、自由画帳、粘土ケース、粘土、文字のワーク	全園児	年額約 4000 円

2 該当者（利用者）のみ対象となるもの

(1) 時間外保育に係る利用者負担金

保育短時間認定および 1 号認定に係る時間外保育料

ア 7 時 3 0 分から 9 時まで利用した場合 3 0 分あたり 2 0 0 円

イ 16 時から 18 時 30 分まで利用した場合 3 0 分あたり 2 0 0 円

注：同じ日に、アの時間帯（7 時 30 分から 16 時まで）とイの時間帯（16 時から 18 時 30 分まで）を共に利用した場合については、それぞれの時間外保育料が必要となります。

※ 当園は、上記費用については毎月 10 日にゆうちょでの自動引き落としとなります。入園の際にゆうちょ銀行口座の開設をお願いしています。